

最終处分場共同命令改正

1998年6月17日施行

【最終処分場の構造基準】

●埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。

- ・廃棄物の保有水及び雨水等（保有水等）の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工またはこれと同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。

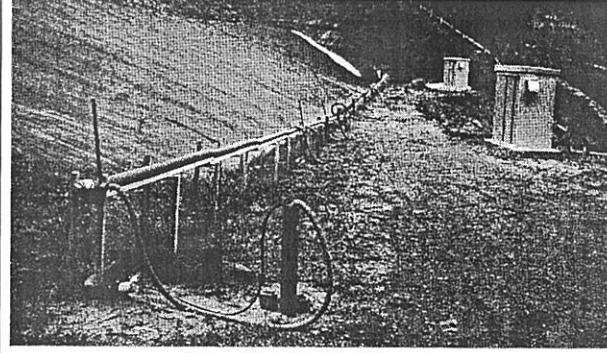
【最終処分場の維持管理基準】

- 最終処分場の周縁の2カ所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次のように行うこと

- 埋め立て開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。
 - 埋め立て開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。
 - 埋め立て開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。
 - 電気伝導率または塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査项目についても測定・記録すること。

- 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

日本の誇れる技術を世界に 榆井氏



揚水対策井列と送水パイプ

から徐々に改善されていくことですが、今回第三処分場で再開の件は、今まで何回か立ったわけですね。山上第一処分場は、既に二年前に完成検査も終わっていました。本来今回の件とは次元の違う話なのですが、なぜか第二処分場の養育係を食った感じになります。

第三處分場

七年から施行された
が、それまでのことは全
然分からぬ。その後の
ことを見ても、きちんと
管理していく処分場がそ
んなに多いわけではな
い。データもなければ事
件の事例も出でこない。
そういうことで、表に出で
こないものだから、立法府
もよく分からぬのです。

が、その都度申し上げて
いるのは「こんなに難し
い仕事はありません」と
いうことです。なぜ難し
いかというと、分からな
いことが多すぎるわけで
す。

山上 補棄物処理法は一九七〇年にできた法律で、日進歩、進んできていますが、まだ完成されたものではありません。処分場の管理の難しさということを、立法院もよく理解して、いないように思います。これは本当に難しい。いろいろな機会に話をしますが、

の困難さ

構造基準の見直しに一石も 単元 算 理

橘井日

揚水による遮水効果着実に
更に万全の処分場経営を

山上氏

榆井氏

情報公開

井戸は揚水井戸列、観測井戸列といふ三列です。揚水対策井は三本、観測揚水対策井は二本に及んでいます。その結果、揚水による遮水効果は、着実に現れています。

更に、現在八つの観測井については、塩素イオン濃度と相関性が高い電気伝導度と地下水位、地下水温の三項目をインターネットを利用してリアルタイムで公開しています。日本地質汚染査査機構のホームページ(<http://homepagel.unity.com/~yogapecp/>)から大塚山処分場モニタリングをクリックして下さい。国内はもとより世界中どこからでも見ることができま

す。

今後、更に三本に増設し、今年中には英文でも公開する予定です。是非、国内外の方々が、世界最高レベルの処分場環境管理の大塚山処分場を

しかし、今回の徹底的な原因究明と対策についても、誠実にやつてきたつもりです。これは榎井先生のお力添えも大変大きいいと感謝しています。

今後の方針